

平成27年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成27年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

平成27年12月4日

上三川町監査委員 館野治信

上三川町監査委員 隅内正美

定例監査の結果について

1 監査期日

平成27年10月13日（火）・14日（水）・15日（木）

2 監査対象

庁内各課・室・局（以下「各課」という。）

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

4 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘事項・指導事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、指摘及び指導事項はないが、今後の業務にあたっては、次の事項について留意していただきたい。

- 年間計画により業務を遂行し、住民サービスの更なる向上、時間外勤務の管理、休暇の積極的な取得による職員の健康管理に努めていただきたい。

- 業務量の偏りにより、一部の職員に負担がかかり時間外勤務が多くなっているケースが見られるので、所掌事務の平準化に努められたい。
- 所掌事務の主・副担当を定めることにより、情報の共有化による主担当職員不在時の対応、また役割分担の明確化による適正な業務配分に努められたい。

(2) 個別の検討事項（意見を含む。）

個別の検討事項（意見を含む。）は、次のとおりである。

※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

- 業務量、職員の健康等を考慮し、職員定数の適正化に努めていただきたい。【総務課】
- 出勤簿の記載方法を統一していただきたい（時間休暇の記載、出張日・研修日の押印、集計欄の記載（単位含む）等）。【総務課】
- 可燃ごみに対する住民の意識改革につながる新たな方策を考え、減量化に努めていただきたい。【住民生活課】